

許可が不要な屋外広告物とは（ただし、条例・規則の基準を守る必要があります。）

- 公職選挙法その他の法令の定めるところにより行う選挙運動又は政党その他の政治団体の選挙における政治活動のために表示されるもの。
- 他の法令の規定により表示を認められたもの又は義務づけられたもの。（例えば、道路法に基づく道路標識、建築基準法に基づく確認の表示等）
- 国、公共団体又は知事が認める公共的団体がその事務又は事業に関して主として公共の利益のために表示するもの。
- 自己の事業又は営業に関し、自己の事務所、営業所等に表示するもの、又は自己の所有する土地、又は建造物の一部に管理上必要があつて設置するもので、次の表の基準に適合するもの（*自家用広告物）。ただし、景観保全型広告整備地区（けいはんな線学研奈良登美ヶ丘周辺地区）では、届出が必要な場合があります。

| 区 分 地 域 | 事業所、営業所等に表示するもの | 所有地、管理地等に表示するもの |
|------------------|-----------------|-----------------|
| 風致地区以外の地域 | 合計で10㎡以下 | 合計で5㎡以下 |
| 風致地区 | 合計で7㎡以下 | 合計で5㎡以下 |

- 講演会、講習会、展覧会、音楽会等に関するものでその会場の敷地内に表示するもの。
- 車両に表示されるもの。
- 道標、案内板で一定の規模のもの。
- 神社、寺、教会が宗教行事のため表示するもの。
- 年中行事のため主催者が表示するもの。
- 冠婚葬祭のため表示するもの。 など